

令和3年2月19日

北海学園大学  
学長 安酸 敏眞

### 2021（令和3）年度一般選抜における出題ミスについて

2月12日（金）に実施した2021年度 北海学園大学一般選抜において、出題ミスが判明しました。ご関係の皆様には本学の処置をご説明申し上げます。厳正であるべき入学試験において、このようなミスがあったことを心よりお詫び申し上げます。

ミスの内容および対応については次の通りです。

1. 試験科目	選択科目（政治・経済 2件）
2. 試験実施日時	2021年2月12日（金） 10:00～11:00
3. 入試方式	一般選抜
4. 対象学部・学科と受験者数	法学部1部 120名 法学部2部 41名 人文学部1部日本文化学科 58名 人文学部2部日本文化学科 13名
5. 合格発表日	2021年2月25日（木）
6. 内容および対応	<b><u>選択科目（政治・経済）</u></b> <b>該当箇所(1)</b> 大問1の間3(b)（下線部(2)の「高度経済成長期」に関する設問）の「この時期に日本政府は、国債の発行などによって調達した資金を政府系金融機関を通じて企業に融資及び投資した。このような融資や投資を何と言うか。最も適切な語句を漢字5文字で答えよ。」という設問において、

	<p>出題の意図は「財政投融资」を正解とすることでした。しかし、財政投融资の調達原資として国債が使われるようになったのは、2001年に実施された財政投融资改革以降であるので、「高度経済成長期」に限定した上で解答を求めている本設問文は不適切であることが判明しました。</p> <p><b>該当箇所(2)</b></p> <p>大問3の問7(下線部(7)“一定の量刑以上の重大犯罪”に関する設問)「(b) 憲法39条が規定し、実行のときに適法であった行為または無罪とされた行為については事後的に刑事責任に問われないとする原則を(こ)の禁止という。」の空欄(こ)に当てはまる語句を答える設問において、出題の意図は憲法39条の内容を問い、「遡及処罰」の禁止を正解とするものでした。確かに、問題文中の「実行のときに適法であった行為……は事後的に刑事責任に問われないとする原則」という記述は遡及処罰の禁止を意味するものです。しかし、「または」以下の記述である「無罪とされた行為については事後的に刑事責任に問われないとする原則」は、「一事不再理」または「二重処罰の禁止」などを意味するものであると考えられるため、本問では適当な正解を導きだすことができないこととなりました。</p> <p><b>対応</b></p> <p>当該科目大問1の問3(b)(配点は2点)と大問3の問7(配点は2点)を削除し、残りの問題を100点満点として採点しました。当該時限の他の選択科目の受験者を含めて、合否の判定に影響はありません。</p>
--	--

北海学園大学では、今回起こった出題ミス発生の原因を調査し、このような事態を今後起こすことのないよう、全学をあげて再発防止に取り組む所存です。